

---

■□■ MJ K通信 11-015号(平成23年6月27日) ■□■  
「みやぎ中小企業復興特別資金」について

---

宮城県では、東日本大震災で被災された中小企業者の皆さまに、設備資金としてもお使いいただける制度融資を創設しました。

■融資対象者

市町村長が発行する罹災証明書等、又は「東日本大震災復興緊急保証」認定書の交付を受けた方

■融資条件

- ・ 資金用途 運転資金・設備資金
- ・ 融資限度額 8,000万円
- ・ 融資利率 年1.5%(固定)
- ・ 償還期間 15年以内(うち据置期間3年以内)
- ・ 担保 必要に応じて徴求
- ・ 保証人 原則として法人代表者以外不要
- ・ 信用保証率 0.5%
- ・ 取扱金融機関 宮城県内に本店・支店を有する地方銀行、都市銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫
- ・ 取扱期間 平成23年6月27日から平成24年3月31日融資実行分まで

■詳細 URL

URL <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/shokinhan/syoukin1/saigai2.htm>

■お問合せ先

宮城県 経済商工観光部

商工経営支援課 商工金融第一班

Tel 022-211-2744

URL <http://www.pref.miyagi.jp/syokeisi/Index.htm>